

<対策のポイント>

農地中間管理機構等による担い手への農地集積・集約化や、生産効率の向上、農業の高付加価値化を図る農地の大区画化・汎用化など、農地の整備を推進します。

<事業目標>

- 全農地面積に占める担い手が利用する面積の割合の増加（8割）
- 基盤整備完了地区において、事業実施前後で高収益作物の生産額が一定程度増加している地区の割合（約8割以上〔令和7年度まで〕）

<事業の内容>

1. 農地整備事業

地域農業の展開方向、生産基盤の状況等を踏まえつつ、必要な生産基盤及び営農環境の整備と経営体の育成を一体的に実施

2. 草地畜産基盤整備事業

草地に立脚した畜産経営の展開に必要な草地の基盤整備等を実施

3. 農業基盤整備促進事業

畦畔除去、暗渠排水等、地域の実情に応じたきめ細かな農地の整備を実施

※ 実施計画等策定事業（1の事業）

農地整備事業の実施に必要な実施計画や換地計画を策定

※ 自動走行農機等に対応した省力化に資する基盤整備も実施可能（1～3の事業）

※ 土層改良にバイオ炭を使用することが可能（1～3の事業）

<事業イメージ>

地域全体の一体的な農地整備によって、労働・土地生産性が向上し、併せて担い手への農地集積や高収益作物の導入を図ることで、競争力ある農業の実現に寄与します。

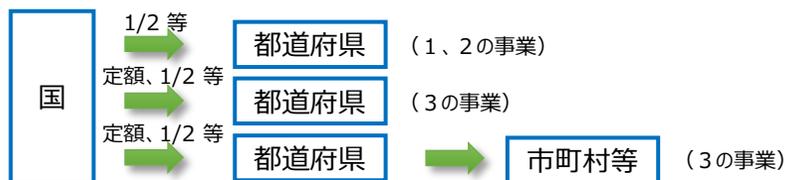


（事業前）小規模で不整形な農地



（事業後）大区画化・整形した農地

<事業の流れ>



暗渠の整備により水田の汎用性の向上を図り、収益性の高い作物の作付を可能にします。

農地整備事業

- 我が国農業の競争力を強化するためには、担い手への農地集積・集約化や生産効率の向上、農業の高付加価値化等を推進することにより、農業の構造改革を図ることが不可欠。
- 大区画化・汎用化等の農地整備については、農地中間管理機構とも連携して推進。

1. 事業内容

① 農地整備事業

工 種：区画整理、暗渠排水、土層改良、農業用排水施設整備 等

附帯事業：農地集積促進事業 等
【限度額：事業費の12.5%】

※土層改良にバイオ炭を使用することが可能

② 実施計画等策定事業

工 種：計画策定 等（2年以内 等）

※ 中山間地域の地区、水田農業高収益化推進計画、輸出事業計画関連地区又はスマート農業に取り組む地区は最大4年

※ 水田農業高収益化推進計画、輸出事業計画関連地区又はスマート農業に取り組む地区の場合、定額助成（令和7年度採択分まで）

※ 財産管理制度の活用に必要な経費を支援可能

農地整備事業

効率的かつ安定的な農業経営を確保するため、地域農業の展開方向、生産基盤の状況等を勘案し、必要な生産基盤及び営農環境の整備と経営体の育成・支援を一体的に実施

農地集積促進事業（促進費）

- ・事業実施主体：都道府県、市町村、土地改良区
- ・助成割合

集積率	都道府県営農地整備事業	
	助成割合	集約化加算※
85%以上	8.5%	+4.0%（計12.5%）
75～85%	7.5%	+3.0%（計10.5%）
65～75%	6.5%	+2.0%（計8.5%）
55～65%	5.5%	+1.0%（計6.5%）

※ 担い手に集積する農地面積の80%以上を集約化（面的集積）する場合

※ 国費負担割合は50%等

<整備前>



<整備後>



大区画化による農作業効率の向上

水稻

タマネギ



暗渠排水整備による水田の汎用性の向上

2. 実施主体

都道府県 等

3. 実施要件

- ・受益面積20ha以上（中山間地域等においては10ha以上）
- ・担い手への農地集積率50%以上 等

補助率：50% 等

農業基盤整備促進事業

- 農業の競争力を強化するためには、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備により、担い手への農地集積・集約化や農業の高付加価値化等を図ることが重要。
- その際、既に区画が整備されている圃場での簡易な整備については、農業者の自力施工を活用し、安価かつ迅速に実施することが有効。
- このため、農地中間管理機構とも連携しつつ、「田んぼダム」の取組や病害虫対策等を含め、地域の実情に応じた農地のきめ細かな整備を推進。

1. 事業内容

①きめ細かな基盤整備（定率助成）

- ・基盤整備
 - 暗渠排水、土層改良、区画整理、農作業道、農業用排水施設、農用地の保全
 - ※土層改良にバイオ炭を使用することが可能
- ・調査調整
 - 権利関係、農家意向、農地集積、基盤整備等に関する調査・調整
- ・指導
 - 指導・助言活動、施工実態の把握、外部監査等
- ・補助率：50% 等

③水田貯留機能向上支援（定額助成）

- ・水田貯留機能向上に向けた地元調整に関する調査・調整活動を支援

2. 実施要件

- ① 農業競争力強化に向けた取組を行う地域
- ② 総事業費200万円以上
- ③ 受益者数2者以上
- ④ 受益面積5ha以上

3. 実施主体

都道府県、市町村、土地改良区、農業協同組合、農地中間管理機構 等

②整備済み農地の簡易な整備（定額助成）※ 助成単価は現場条件等に応じた標準的な工事費の1/2相当

事業種類	条件	助成単価※ 【主なもの】	備考
田(畑)の 区画拡大	高低差10cm超 表土扱い有	25万円/10a (42万円/10a)	（）は水路変更（管水路化等）を伴う場合
	高低差10cm以下 表土扱い無	6万円/10a (22万5千円/10a)	
	畦畔除去のみ	3万5千円/100m	
暗渠排水	バックホウ	19万円/10a	助成単価の加算 ○地下かんがい導入 +3万円/10a ○実施設計(外注) +1万5千円/10a
	トレンチャ	12万円/10a	
	掘削同時埋設	10万5千円/10a	
湧水処理	バックホウ	20万5千円/100m	
末端 畑かん施設		18万5千円/10a (29万円/10a)	（）は樹園地の場合
明渠排水	バックホウ	1.5万円/100m	
客土	層厚10cm以上	26万円/10a	
除礫	深度30cm以上	23万5千円/10a	

注) 担い手に集約化（面的集積）する農地については、助成単価を2割加算（明渠排水を除く）

